

津山市プロスポーツ誘致促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、岡山県内に本拠地を置くプロスポーツチームに対し、本市で定期的に開催するプロスポーツの試合等を増やし、交流人口の拡大及び地域の活性化に資することを目的として、予算の範囲内において津山市プロスポーツ誘致促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、津山市補助金等交付規則（昭和42年津山市規則第13号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 この要綱においてプロスポーツチームとは、次の各号に定めるものとする。

- (1) トライフープ岡山（運営法人 株式会社TRYHOOP）
- (2) ファジアーノ岡山（運営法人 株式会社ファジアーノ岡山スポーツクラブ）
- (3) 岡山リベッツ（運営法人 株式会社岡山リベッツ）
- (4) 岡山湯郷Belle（運営法人 一般社団法人岡山湯郷Belle）
- (5) 岡山シーガルズ（運営法人 岡山シーガルズ株式会社）
- (6) 吉備国際大学Charme岡山高梁（運営法人 一般社団法人高梁スポーツクラブ）
- (7) 倉敷アブレイズ（運営法人 株式会社アブレイズ）
- (8) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める岡山県内に本拠地を置くプロスポーツチーム

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 前条に掲げるプロスポーツチームが行う試合等
 - (2) 入場料を徴収する試合等
 - (3) 市内の公共スポーツ施設を使用する試合等
- 2 前項の規定に関わらず、補助対象事業の内容及び目的等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の対象としない。
- (1) 政治的又は宗教的活動を目的としたもの
 - (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
 - (3) 親睦のみを目的としたもの

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げるプロスポーツチームの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 本市をホームタウンとするプロスポーツチーム 補助対象事業1回につき50万円
 - (2) その他のプロスポーツチーム 補助対象事業1回につき25万円
- 2 補助金の交付回数は、次の各号に掲げるプロスポーツチームの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める回数を限度とする。
- (1) 本市をホームタウンとするプロスポーツチーム 1団体につき年6回
 - (2) その他のプロスポーツチーム 1団体につき年2回

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の開始日までに、津山市プロスポーツ誘致促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査して補助

金の交付の可否を決定し、当該決定の内容を申請者に通知するものとする。

(変更の承認)

第7条 申請者は、第5条の規定による申請の内容に変更があった場合は、津山市プロスポーツ誘致促進事業補助金変更交付申請書(様式第2号)に関係書類を添えて、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、これを承認し、その旨を申請者に通知するものとする。

(付帯条件)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業1回につき、本市のスポーツの振興に寄与する公共性のある事業等(以下「地域貢献事業」という。)を1回以上行うものとする。

2 前項に規定する地域貢献事業は、補助対象事業の開始日の前後3月以内かつ補助対象事業の開始日が属する年度の末日までに実施しなければならない。

(地域貢献事業)

第9条 前条第1項に規定する地域貢献事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) スポーツの振興を図る事業
- (2) スポーツの指導者及びリーダーの養成事業
- (3) 各種スポーツ教室事業
- (4) その他市長が適当と認める事業

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業及び地域貢献事業が終了したときは、速やかに津山市プロスポーツ誘致促進事業補助金実績報告書(様式第3号)に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の請求)

第11条 前条に規定する報告書を提出した交付決定者が補助金の交付を受けようとするときは、津山市プロスポーツ誘致促進事業補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月22日から施行する。

(失効等)

2 この要綱は、令和8年3月31日(以下「失効日」という。)限り、その効力を失う。ただし、失効日前にこの要綱の規定による補助対象事業及び地域貢献事業を行っている者については、この要綱は、失効日以降も、なおその効力を有する。

付 則(津地ス第165号)

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。